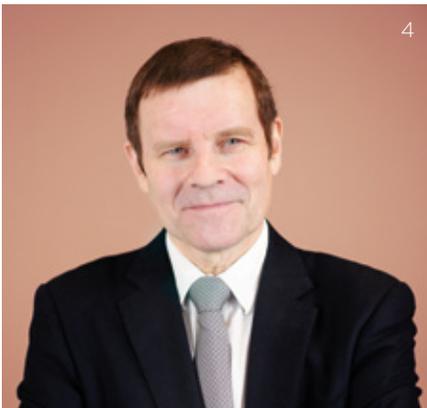




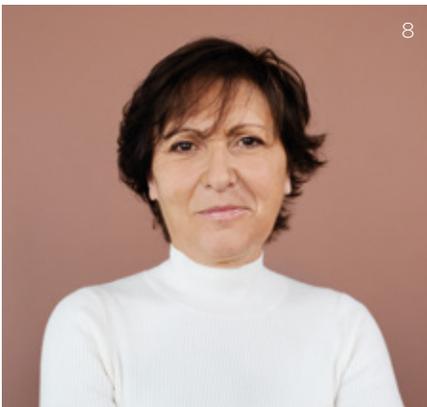
倫理規定

2024年12月





執行役員会



執行役員会

1. Luc Themelin
CEO

2. Thomas Baumgartner
最高財務責任者兼専務取締役

3. Gilles Boisseau
電力部門取締役部長

4. Christophe Bommier
技術、研究 革新および事業支
援部門取締役部長

5. Thomas Farkas
戦略・M&A部門取締役部長

6. Jean-Philippe Fournier
オペレーショナル・エクセレン
ス部門取締役部長

7. Eric Guajioty
アドバンストマテリアル部門取
締役部長

8. Sylvie Guiganti
最高情報責任者兼専務取締役

9. Delphine Jacquemont
法務部門取締役部長

10. Estelle Legrand
ヒューマンリソース部門取締
役部長

そして、グループリスク、
監査、コンプライアンス
部門取締役部長の

Charles-Henri Vollet

Mersenグループの発展は主に、すべての関係者、とりわけ当社の従業員、クライアント、納入業者、投資家、そして銀行、および株主の皆様の、当グループへの信用と信頼に大いに支えられています。

本倫理規定は、この信頼を樹立し発展させるために、グループならびにその従業員として行う取り組みを再確認するものです。各々がエクセレンス、協働、人を重視する意識、敏捷性、企業家精神、顧客とのパートナーシップというグループの基本的価値を尊重していくために、この倫理規定をすべての人が受け入れることが重要です。これらの価値は当社がグループとして発展してゆくために不可欠です。

倫理規定は、国や役職や職位にかかわらず従業員各自に適用され、そこには取締役および本社役員も含まれます。したがって、各自がこの規律厳守し、商業パートナーにもこの取り組みの周知をはかっていただきたいと思います。

当グループは、商業パートナー、特に納入業者や仲介業者が同等の倫理基準を遵守することを期待しております。例えば、納入業者には「持続可能なサプライチェーンのためのメルセン調達憲章」の遵守が求められており、この憲章には倫理綱領に記載されている原則が盛り込まれています。

執行役員会
そして、グループリスク、監査、コン
プライアンス部門取締役部長の

目次

01.
MERSENは2009年以来国
連グローバル・コンパクトの
署名メンバーである。

02.
倫理規定

03.
従業員への取組

04.
利害関係者の重視

05.
社会への取り組み

06.
方針・規則と手順の一覧

A blue United Nations flag with the white UN emblem (a world map surrounded by olive branches) is flying against a clear blue sky. The flag is attached to a black pole on the right side of the frame.

1.

MERSENは2009年以来国連グローバル・コンパクトの署名メンバーである。



人権

原則 1: 企業は国際的に正式宣言された人権の保護を擁護し、尊重すべきである。

原則 2: 企業は人権蹂躪の共謀者にならないようにすること。

労働

原則 3: 企業は結社の自由および団体交渉権限の効果的認知を擁護すべきである。

原則 4: あらゆる形態の強制労働および義務的労働の解消。

原則 5: 児童労働の効果的解消。

原則 6: 雇用および職業上の差別を無くすこと。

環境

原則 7: 企業は環境問題に事前のよく注意を払うアプローチを支援するべきである。

原則 8: より大きな環境責任を促進するイニチアチブを担うこと。

原則 9: 環境適合型技術の開発と普及を促進すること。

汚職防止

原則 10: 企業は強要と贈収賄を含むあらゆる形態の汚職に対抗して仕事をするべきである。

2. 倫理規定

規定が適用される人々

この倫理規定はMersenならびに世界中の子会社の従業員、取締役、本社役員全員に適用される。

できるだけ多くの従業員に母国語で読んでもらえるよう、倫理規定は株主に対するグループおよび従業員に適用する倫理的行為規則を規定するものである。

これらの規則にはグループの理念と取り組みが反映されており、これらは法律および規制当局に厳密に従う以上のことを意味する。

Mersenの全従業員、取締役、本社役員全員はグループが営業する国々の法規を守らなければならない。特に、労働、競争、汚職防止、金銭洗浄法規には注意を払わなければならない。

グループ倫理規定に定む倫理規程はこれ以上のことを要件とするものである。これらの規定は国によっては法的要件を超えることもある理念と取り組みを反映する。特に、この点は安全と衛生、多様性、相互の尊重、技能開発に関して言えることである。この点で、営業国の法体系と本倫理規定の間に競合がある場合、その国の法規違反とならない限り、最も厳格な規定を適用するものとする。



この倫理規定に対する違反があった場合は正当に調査され、各国の適用法に従い、懲戒処置および場合によっては罰金あるいは懲役等の法的処分につながる場合がある。

倫理規定は、できるだけ多くの従業員が第一言語で読むことができるよう、グループ内で最も広く使用されている言語で作成されている。

フランスにおいてはフランス語版を、その他の国においては英語版を典拠とする。

当倫理規定はMersenのコーポレートサイトとグループのイントラネットから入手可能である。

適切な行動についてのオンライン研修

メルセンは従業員に倫理関連のグループ規格を規定したオンライン研修モジュールを提供している。このモジュールはグループの全従業員が、職場で修了しなければならない、全新社員の研修スケジュールにも含まれる。このEラーニングモジュールを修了しなかった場合、次のような結果になる可能性がある。(i) 新入社員の場合、試用期間が無効となる。(ii) その他の従業員の場合、変動報酬(対象者)がゼロとなり、変動報酬の対象者でない従業員は昇給が凍結される。



誰に通報するか？

本倫理規定に規定される原則の適用方法に関して質問があれば、直属管理職または人事部に問い合わせるものとする。

2017年末から利用可能になった内部告発ホットラインでは、グループに問題の通報を希望するなどの従業員も安全かつ匿名で通報することができる。

ホットラインの使用および内部告発に関する手順は2019年から実施されており、グループのイントラネットで利用することができる。そこから内部告発者のための通報処理プロセスおよびセーフガード措置について確認することができる。

グループリスク・監査・コンプライアンス部門取締役部長および人事部門取締役部長は、通報書を受領する権限を有しており、適宜注意を払って通報を処理することが義務付けられている。

問題の通報には3つの経路を利用可能である:

- 通報専用のメールアドレス: ethics@mersen.com が利用可能である。
- グループのウェブサイトにある連絡用フォームが利用可。
- 社内スタッフは、地域または地元の人事ネットワークに直接通報書を送ることができる。



良心に基づいて懸念を通報する者が報復されることがあってはならない。通報者の行為を機密に保持し、可及的に不適切な行為を精査するべく取り組む。このプログラムにはさまざまな問題へのグループの基準と期待が盛り込まれている。





3. 従業員への取組

Mersenの企業計画は、何よりもまずグループの人員に基礎を置いている。専門知識と特殊技能を持ち、グループ事業を発展させ、革新的な解決法を促進するのは彼らである。その知識と経験こそグループの最も貴重な資産、すなわち人的資本である。

Mersenの核心となるこの信念によってチームの発展に努め、安心安全と自己啓発を保証するためにたゆみない努力を行う。グループは、組織内の地位や職位にかかわらず全従業員に対しても責任ある態度を期待する。

このため、グループは次の方針を最重要視する。

健康 - 安全 - 衛生

- グループは各拠点で誰もが心身とも健全で幸福な状態であり健康と安全が確保される可能な限り最良の環境を提供することを誓う。従業員は、グループの健康、安全と衛生のためのガイドラインと手続きに従う。
- グループの健康および安全、衛生策を全員が熟知して理解し、商業的、業務的、財務的ないかなる義務にもかかわらず適用されるよう留意する。このためグループは研修会やリスク解析を中心として各拠点における安全促進のために管理職の取組に依存している。

- 従業員、取締役、執行役員は、関連する問題に気付いた場合、直ちに、健康・安全・衛生を担当するライン管理者または取締役部長に報告することを誓約する。
- 健康、安全、衛生はグループの最優先事項であり、状況や緊急度を問わず最優先すべきものである。

ハラスメント

- グループはいかなる侮辱あるいは屈辱的態度、行為、アクションを容赦せず、肉体的、精神的、性的にかかわらずあらゆる形態のハラスメント、威圧、暴力から従業員を守る。従業員、取締役、本社役員は、ハラスメントのない職場を掲げるグループの誓約を擁護かつ促進し、他者への敬意を重視する。この誓約はグループイントラネットのハラスメント禁止方針に成文化されており、参照することができる。

機会均等 - 多様性

- いかなる理由であれ、グループは差別せず、採用、研修、報酬、任用、昇進について各自の能力と適性に応じたキャリアアップをはかり、全員に均等な機会が与えられるように努める。従業員、取締役、本社役員は、多様性と均等な機会に関するグループの公約をサポートかつ促進し、いかなる形の差別的な行動も 慎む。
- グループは全員が多様性方針を熟知して把握するよう確実にし、さらに、多様性が人事方針に一体化されるようにしている。この目的のために、数人の執行委員会メンバーから成る多様性委員会を設置し、定期的に会議を開き、優先すべきアクションに関して決定し、ベストプラクティスを共有および促進し、執行委員会に対して提案を行うものとする。

プライバシー

- 全従業員のプライバシー、とりわけ個人情報の保護に努める。従業

員、取締役、本社役員は、プライバシーに関するグループの公約をサポートかつ促進するとともに他者のプライバシーを重視するよう努める。

職場環境

・グループは正常なワーク・ライフ・バランスを実現しやすい作業環境の促進に取り組んでいる。この取り組みはグループ憲章（プライベートと仕事のバランス、およびテレワーキング憲章）および「メルセンケア」プログラムに規定されている。

スキル開発

・グループは継続的スキル開発を主眼に据えた人事方針を実施してきた。この先取的アプローチによりグループは今後の展開を予測しやすくなったほか、この業界で先端企業としての定評を維持している。





4. 利害関係者の重視

4.1 顧客・納入業者・競合他社との関係

今日、Mersenの活動は、世界で当社が第一線の地位を占めるあるいは寡占的地位を占める専門分野を中心に構成されている。ここでの専門技術は、革新的でかつ世界中のクライアントのニーズに適したソリューションを見いだすことを可能にし、クライアントの企業実績を向上させる。

よって、Mersenグループではクライアントの信頼を定着させることが大きな努めである。

このため、グループとその従業員、取締役、本社役員は次の方針に従うこととする。

競争

- 競争規制の全側面に準拠し、適用法を遵守して行動する： 特に競合他社とは価格や製品提供に関する情報を共有したり市場分割協定あるいは顧客共有協定を締結しない。

汚職

- 第三者に対し、商取引あるいはその他の事業場の優位性の獲得または維持のみを目的にした金銭の直接的または間接的な支払いおよびいかなる現物の優遇（サービス、休暇、遊興、物品など）をしてはいけない。従業員、取締役、本社役員は、グループの商取引先と仲介業者がこの規定を認知していることを確認し、その状態を維持することに努める。
- 象徴的な価値を有する贈答や招待をのぞき、直接的または間接的な金銭ならびにいかなる現物の特典（贈答、招待など）を要求または受取ってはならない。いかなる場合も、招待または贈答（昼会食をのぞく）を受取るには、管理部の許可が必要である。

マネーロンダリング

- 不特定の代理人あるいは受領者または前提となる取引に関係しない者への支払いを許可してはならない。
- 疑わしい筋からの支払いや現金での支払いを受領しない。

禁輸と制裁、国際貿易規則の遵守

- 国際的な制裁下にある、または禁輸措置下にある国に拠点を置く顧客、供給業者、代理店またはパートナーと協力しない。
- 製品の輸出、輸入、輸送、保管、使用、再販、再輸出に適用されるすべての規制を遵守し、そのためのライセンス、許可、認可をすべて取得する。
- グループの仲介業者（販売業者、代理店、再販業者）にも同様の誓約をさせる。

情報の秘密保持

・事前の承諾なくして利害関係者からの情報を開示または使用しない。こうした情報はグループの用益権が制限されている守秘義務契約や知的財産権(特許、意匠その他)により保護されている場合がある。

利益相反

・従業員は利益相反を生ずる状況があれば直属管理者に報告しなければならない。従業員、取締役、本社役員はCEOの事前同意なしにMersenのクライアント、競合相手あるいは納入業者の業務に投資したり利益を得たりしてはならない。本条項は適用規則に従い金融市場において提携先企業の株式を購入することは対象としていない。可能な範囲で、従業員または本社役員あるいは彼らの身近な者(両親、友人)が客観性と忠誠に影響の及ぶ利害関係を有する企業と契約関係を締結しないことが望ましい。ただし、メルセンの子会社が開始した入札に当該事業が参加する場合、メルセンの将来のパートナーの最終決定における完全な客観性と独立性を保証するため、当該事業と利害関係を持つ当該従業員、執行役員、またはその近親者は、制裁や訴追を受けるリスクを冒して入札プロセスに介入することはできないものとする。



4.2 株主・出資者との関わり

Mersenの株式資本は機関投資家または民間投資家によって保有されている。また、グループは市場および民間投資家向けに社債を発行する。グループが外部に対して伝える情報は、これらの投資家や出資者にとって重要な価値を持つ可能性がある。各従業員はこうした性質を持つ情報の開示にあたって公正かつ正確な報告をする責任を負う。

このため、グループとその従業員、取締役、本社役員は次の方針に従うこととする。

公正な情報公開

- 一般の人々には正確・適切・誠実な情報を配信し、株主間では情報の平等原則性を尊重する。

インサイダー取引

- グループはグループに関する内部情報へのアクセスがある者を中心として、従業員に対しては、グループに関する特定情報のすべてが一般の人々に提供されるまで、欧州市場濫用規則（MAR）に従い財務情報の開示およびMersenの株譲渡を禁止されていることを定期的に周知させる。このためインサイダーは、インサイダー取引と内部情報の不正漏洩に適用される制裁について、信書で通知される。関係する従業員、取締役、本社役員はこの規則を必ず守るものとする。

財務諸表の信頼性

•適用企業会計法規に従いグループ全社の全ての資産、負債、経費その他の取引を各社の計算書類に記録し財務諸表に表記し、管理する。この財務情報はグループ会社の勘定および資産状況を精確に反映しなければならず、未開示資金あるいは未記録資産を作成ないし留保してはならない。



定期または不定期に内部の情報に接するすべての者をインサイダーと規定する。

内部の情報とは、一般の人々には提供されず、良識的な投資家が投資を決定する根拠の一つとして使用できる情報のことを言う。



4.3 資産保護

Mersenグループの資産は、従業員一人一人が我々の共有する目標を実現するためにある。よって 従業員、取締役、本社役員は、あらゆる損害・盗難・横領から資産を保護し防御する義務を負う。

このため、グループとその従業員、取締役、本社役員は次の方針に従うこととする。

秘密保持および専門知識の保護

- 知的所有権や専門技術、または企画や製造、労働関連、営業データに関するすべての情報は、は当グループの独占的所有物であり、それらの漏洩がグループの利益に損害を与える危険があるため、秘密を保持しなければならない。こうした情報はいずれもグループ法務部が認めた署名済みの守秘義務契約無しには第三者に開示してはならない。
- 経営陣から公表あるいは発表が許可されていない、日々の業務やグループ内部の企画にかかわるいかなる情報や専門書類も内部使用を目的としたものであり、グループの外部者と共有してはならない。こうした情報は安全に保管し、従業員、取締役、本社役員がグループから離職する際返却するものとする。従業員、役員、または取締役によるこれらの規定への違反は、刑事訴追につながるおそれがあります。

グループの評判

• 従業員、取締役、本社役員はグループの利益を念頭において行動し、自己の意見や利害とMersenの考えや利害を明確に区別するよう確実に期す。特にソーシャルメディアの使用に当たっては、従業員は関連の利用規則を重視するものとする。

会社資産の使用

• Mersenの資産はグループの安全ガイドラインとポリシーに従って使用し、違法な目的や事業活動に関連性がない目的に使用してはならない。





5. 社会への取り組み

当社は、社会、環境、経済の関心事を我々の活動に組み込むことで、良き企業市民としての役割を果たすように努める。

グループの全従業員は、利害関係者すべての利益を考慮に入れながら、責任ある行動をとることを約束する。

このため、グループおよびその従業員、取締役、本社役員は次の方針に従うこととする。

環境

• Mersen は製造拠点とその製品の環境影響を削減することに取り組んでいる。環境問題に関しては商業的および財務的帰結に関わりなく妥協しないことを誓約してきた。適用環境規制の準拠以上に、全製造拠点と販売する製品の環境への痕跡を最小限とすること、それらが地域共同体および環境を保全することを誓約してきた。当社の環境戦略は規制準拠、責任ある資源利用、気候変動への配慮、あらゆる種類の排出物の制御、廃棄物削減を基軸としている。

地域社会と地域

・当グループは、当グループは、事業活動を行っている地域の社会的・文化的な生活の一翼を担うべく、そのような活動を促進することを目的とする様々な団体への財政的および物質的な貢献を通じて尽力している。さらに当グループの価値観に沿い、当グループの企業目的・目標に関連するプロジェクトを支援する団体に対し、寄付・後援方針で定められた範囲内で援助を提供している。

責任ある納税者

・グループは全ての税務においてお手本となるよう行動するよう心がけており、特に適用される全ての国内および国際税法および規制に準拠すべく注意を払っている。グループの税務方針はMersenの事業および戦略に沿うと同時にグループと株主のために生み出される付加価値の保全がしやすいかたちで責任を持ちつつ効果的であるように考案されている。Mersen は純然たる節税のための取引や不自然な税務に基づく取引を行わない。

政治的中立性

・グループは政党、政治家、政治機関に献金をしない。しかし、各従業員は、グループを代表しない活動であることが明らかな限り私的に政治活動に参加する権利を有する。



6. 方針・規則と手順 の一覧

これらについてはグループのイントラネットを参照されたい

- 内部告発システムの手順

• **従業員への誓約**

- ハラスメント禁止方針

- 身障者に向けた方針プライベートと仕事のバランス方針

- テレワーク憲章

- メルセンケアプログラム

• **利害関係者への誓約**

- 贈答・接待に関するガイドライン

- 利益相反に対する手順

- 輸入規制マニュアル

- 販売契約グループガイドライン

- 購買契約グループガイドライン

- 競争法遵守マニュアル

• **社会への誓約**

- 安全衛生への取り組み

- 安全衛生方針

- 環境誓約

- 環境方針

- 寄付および後援

グループのウェブサイトに掲載済み

- 人権に関する方針
- 反奴隷政策
- ハラスメント防止方針
- 子どもの権利に関する方針
- 黄金律 - 職場の安全
- **利害関係者の重視**
- 汚職防止行動規範
- 持続可能サプライチェーンのための調達憲章
- 株式市場倫理綱領



MERSEN
Expertise, our source of energy



WWW.MERSEN.COM